

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。本日、総務委員会で質疑の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

二〇一〇年七月の参院選で当選をさせていただいてから、私、当初、総務委員会で同僚議員の皆様様の御指導をいただいております。そもそも私、実は旧郵政省、総務省出身でございます。かつて、平成十六年からでございますけれども、旧郵政省の中のNHKの担当部局で、そのNHKに関する公共放送の法制度を担当していたことがございます。当時、皆様も御案内のとおり受信料の詐欺事件が起きました。当時、初めて決算検査報告書にNHKに関して不当事項が掲記されたことがございましたけれども、そうした壮絶な不祥事、そして、その中で海老沢会長が辞任される等々、もう一連のその動きの中で私も奮闘させていただいた次第でございます。

そして、何を奮闘させていただいたかということでございますけれども、もちろんNHKは国民・視聴者のものでございます。放送法に基づいて言論報道機関としてNHKが真っ先に、そして真っすぐに向かなければいけないものは、ただ一つ、国民・視聴者でございます。ただ、総務省も

放送法を所管する観点から、また、今後三月に審議がございますけれども、NHK予算に大臣意見を付けるという、その放送法で非常に限定された特定の業務に関わる立場から、私も、ただNHKのこの未曾有の不祥事の解決のために奮闘させていただいた次第でございます。

実は、このような形で私、総務委員会でNHKの問題について質疑を国会議員としてさせていただくということのようなことは全く想定をしておりませんでした。特に、今回言われていますように、政治的公平についての問題、このような問題は、私は安倍内閣、すなわち第二次安倍政権が仮に誕生しなければ、私はこういうような場で質疑をいただくということにはなかつたと思います。つまり、今日の私の質疑でございますけれども、この度のNHKの問題、それは全ては安倍政治に根源を達するその安倍政治の問題、そしてそういう、非常にNHK、今苦しい状況だと思えます。NHK自身が政治の壟断の中で苦しんでいるんだと思えます。

しかし、NHKが既に放送法によって授けられている、言論報道機関として自らの自主自律を守るために授けられているその取組をやるかどうか、やらなければ国民・視聴者との関係でNHKは終わりだと思えます。それは軽々に言うのではなくて、かつてNHKが戦後最大のその危機に、国

民・視聴者との関係の危機に、私はまさにそのさなかでNHKの皆さんとともにその危機に立ち向かってきた、立ち向かうというか危機に対処させていただいた経験がございます。

その立場から考えても、今ここで、この質疑で私が追及させていただきますその取組をやるかどうか、NHKが、それに懸かっているというふう

に申し上げさせていただきます。

では、質疑に入らせていただきます。  
吉川先生の御配慮で質疑時間をたくさんいただきましたけれども、少し盛りだくさんでございますので、若干早口でまいらせていただきます。どうぞよろしく願います。

まず、先ほど靱井会長はNHKを見守っていただきたいというふうにおっしゃっていらっしゃいます。とんでもございません。見守るところではありません。あなたは放送法違反をしているんです。そのことを事実に基づいて、しっかりと確認をさせていただきますと思います。

お手元にこの資料一という資料がございますけれども、今日マスコミの皆さんも傍聴いらっしゃっておりますけれども、委員会審議後、私の事務所で提供させていただきますので、報道等にお役立てください。

この資料でございますけど、靱井会長の記者会見でございます。一ページをおめくりいただけて

すでしょうか。

梶井会長は就任会見で、特定秘密保護法、あるいは靖国問題、あるいは国際放送の問題、あと従軍慰安婦の問題等々、いろんなことをおっしゃっているわけですが、その議事録、梶井会長がその場で会長として話したことを丁寧に追及していきますと、論理的に迫ると、放送法違反を犯していることは明白なんです。具体的には秘密保護法と、あと靖国問題です。この二つについて梶井会長は放送法違反を犯している、そのことを今申し上げます。

めぐっていただきました。下に小さな四とあるページでございますけれども、まず秘密保護法です。記者の方が、秘密保護法についてなんですけれども、「NHKスベシヤル」、「クローズアップ現代」などでまだ取組をしていませんね、つまり報道特集番組というものを制作していない、そうしたことを踏まえながら、二重線のところですけども、秘密保護法についてのNHKの伝え方についてどう思われますかというふうに問うています。これに対する梶井会長のこれ回答ですけれども、二重線、必要とあればやりますよ、これはね、必要でないというふうにお考えしているんですけど、その理由として、有名な、政府がやっていることは間違いないであろうというふうな趣旨のことを述べられているわけでございます。

つまり、申し上げたいことは、秘密保護法というある社会的事実の事柄についてNHKとしてどう伝えるんですか、国民・視聴者に。つまり、秘密保護法をめぐる番組の編集方針については――秘書官、秘書官、余りそういうことしちゃ駄目ですよ。秘密保護法の番組編集方針を聞かれて、それについて、必要であればやりますよ、これはね。つまり、編集権を持つ会長としてNHKの番組編集方針そのものについて話されているわけでございます。

次、二ページめぐっていただけますでしょうか。靖国神社の靖国参拝でございます。下に六ページとありますが、それをもう一回めぐっていただいて七ページを御覧いただけますでしょうか。記者の方が、靖国の問題、政治家が参拝するというのはいわゆる総理の参拝問題ですけども、そういうような問題についてNHKとしての報道姿勢はいかがですかと、靖国問題についてのNHKの報道姿勢はいかがですかと問われています。それについて梶井会長の答えですけれども、いや、それはね、それは、それをどうだこうだと言うつもりはないですよ。つもりはないという意思表示をしています。かつ、具体的な放送の仕方としてただ淡々と、総理は靖国に参拝されましたと言うだけでしよう、ピリオドでしよう、このように言われています。

つまり、今御紹介申し上げました特定秘密保護法、そして靖国問題、靖国問題についてはもうずばりNHKとしての報道姿勢というふうに問われていますから、これは番組の編集方針そのものですね。もし、浜田経営委員長、これが番組の編集方針に当たらないのであれば挙手してください。梶井会長にはまだ当てませんから――駄目ですよ、何言っているんですか。

○委員長（山本香苗君） 質問されるんですか、どちらですか。

○小西洋之君 浜田委員長が、この報道姿勢という言葉あるいはNHKの伝え方ということが番組編集方針とは違うという御意見をお持ちでしたら手を挙げてください、そうでなければ結構です。――はい。では、番組の編集方針そのものであるというふうに経営委員長からお認めいただきました。

では、これが放送法になぜ違反するかということでございますけれども、あつ、どうぞ。

○委員長（山本香苗君） いや、質問するならば、しないならしないで、発言を求められますか。○小西洋之君 経営委員長が求めるのであれば、委員長に御指名をいただきたいと思えます。（発言する者あり）はい。済みません。分かりました。では、委員長には結構ですので……（発言する者あり）はい。では、申し上げます。つまり、今

この特定秘密保護法についてNHKとして国民・視聴者にどのように伝えますか、これはいわゆる番組の編集方針そのものです。靖国問題についてNHKとしてどういう報道姿勢で臨むのですか、これも番組編集方針そのものです。これらについて、もう皆様の御案内のとおり、靱井会長の発言した内容というのは、政治的公平、また多角的な論点、この放送法第四条に違反するわけでございます。こうしたことをまず事実として踏まえさせていただきたいと思えます。

靱井会長、じゃ、質問させていただきます。御自分の発言が放送法違反だという自覚はありますか。

○参考人(靱井勝人君) 私の個人的見解については、この場でも一回繰り返すことはやめたいと思えます、控えていただきたいと思います。何度も取り消させていただいておりますし、これでまた更に個別の問題に触れることは避けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小西洋之君 靱井会長は、会長の就任会見という公務で、ある社会的事柄についてNHKの番組編集方針を問われて、それを答えた。それが個人的見解だというふうに言っているんですけども、そんなことが通用するわけじゃないですね。ユニシスの社長を務められているときに、社長の就任会見あるいは株主総会、それでユニシスの会社

のまさにその経営の中枢に関わること、放送法四条というのはNHKのもう経営の中枢そのものですよ、それ以外もうないというような中枢ですよ、それに関わる事柄を答えて、株主に對して、ユーザーに對して、市民に對して取り消せるんですか。そんなことが通用すると考えていること自体がおかしいですよ。ただ、それを論理的にあなたが言っていることをおかしいということを示させていただきます。

今の靖国のくだりですけども、靖国問題について、NHKの報道姿勢は、総理が参拝した、ピリオド、それだけだというふうに言っています。それに対して記者の方が、では、現場の番組の編集・制作方針と異なったらどうするんですかという質問をしています。それに対してあなたは、最終的に会長が決める、編集権を持っている会長がそれを決めるのがNHKのガバナンスだというふうに言っているんですね。個人的見解ではないじゃないですか、これ文理的にどう考えても。

NHKは、言論報道機関として言葉をどの組織体よりも大切にしなければいけない会社ですよ、組織ですよ。又は、国民の皆さんから受信料をいただく関係において、どの組織体よりもある意味重く国民・視聴者の信頼を守らなければいけない、そういう組織体ですよ。これを取り消すということは、私はできないというふうに申し上げ

させていただきます。

じゃ、今、靱井会長が放送法違反を明確に犯しているということを御指摘させていただきましたけれども、更に放送法に基づくルール違反をしております。皆様も御案内のとおり、の服務準則違反でございますけれども、おめぐりいただいて資料の三番というものを御覧いただけますでしょうか、資料の三番でございますけれども。

NHKは、放送法六十二条という条文に基づいて、自らNHKの職員が守るべき、職務に当たって守るべき内規を定めるといふふうにされており、その内規でございますけれども、今、世の中で、これまでの衆参の質疑で言われているのは第五条でございます。信用失墜行為の禁止、これに当たるのではないかといふふうに言われております。私も当たると思っています。吉川先生が御紹介されていたように、一万六千件を超える電話が掛かってきているわけでございますから。私も地元を回っていて、もうNHKどうなっているんだと、本当に多くの声を聞きます。

ただ、この服務準則をよくよく読んでみると、五条だけではないんですね。例えば二条、NHKの会長は、放送が公正、不偏不党な立場に立っていることを、その使命を負うものということを自覚して、誠実にその職責を果たさなければならぬというふうにしております。靱井会長の記者会

見は、就任会見は、到底この二条の服務基準を満たしているとは私は考えられません。

また、第三条を御覧ください。職務専念義務でございませぬ。職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければならない、なぜならば、公共放送を支える受信料の重みを深く認識し、放送法について本質を何も理解せずに就任会見に臨んで、放送法違反の発言行為を行っている。私は職務専念義務違反だと思えます。

そして第四条、忠実義務でございませぬ。放送法その他の法令、定款、協会の諸規定を遵守し、日本放送協会のために忠実にその職務を行わなければならない。申し上げるまでもございませぬ。放送法違反をしているわけではございませぬ。そして、第五条の信用失墜行為。

すなわち、今申し上げたような二条から五条のその服務準則違反、これもしつかりと、恐ろしいことですから、犯してしまっているということではございませぬ。

では、次の資料四を御覧いただけますでしょうか。資料四に、先ほど吉川先生も御紹介されておりました榎井会長が最終的に選ばれるに当たったの経営委員会の会長の選任のプロセスにおけるその指名の資格基準ですね、資格要件というものが入っております。公共放送としての使命を十分に理解しているか、広く国民から信頼を得られるか、

政治的に中立であるか。私、今どれも榎井会長はこれを満たしているとは思いません。

浜田経営委員長に伺います。

榎井会長の前会長、松本会長はこれらの資格要件を満たしていらつしやいましたでしょうか。

○参考人(浜田健一郎君) 満たしていらつしやったと思えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

選定のプロセス、これは議事録で公表もされておりますけれども、当初、松本会長もその候補者として、現職と新しい人、双方を検討するとうふうにされていたんですね。ところが、報道等されているように、どういうわけか、実績もあり、職員の皆様からも信頼を寄せられていた松本会長が再任されることなく、およそ放送法もNHKの服務準則も理解されていないというような物すごい方が急に着任をされた。これについては、その安倍政治における影響というものが報道にあるところではございませぬ。

では、次を御覧いただけますでしょうか。

NHKは、先ほど申し上げました平成十六年に端を発した不祥事によって、実はしつかりとこういう不祥事を解決する仕組みをつくっております。これ、NHKの全職員が守らなければいけない倫理・行動憲章でございませぬけれども、太い線を引いているところを御覧いただけますでしょうか。

か。

本憲章に反する事態が発生したときは、迅速に調査と原因究明に当たり、再発防止に努めるとともに、社会すなわち国民・視聴者への説明責任を果たすと。で、この倫理・行動憲章ですけれども、上に公共放送の使命、そして上から四つ目にコンプライアンスの徹底、めくっていただきますと、放送の公平公正、幅広い視点からの情報の提供、そして更にめくっていただきますと、法令や社会のルール、内部規程の遵守、また公私の区別を徹底した、誠実に職務に遂行すること、このようなことが書かれているものでございませぬ。申し上げますまでもございませぬ。榎井会長の就任会見、これに全て違反しているわけではございませぬ。

さて、お時間をいただきましたけれども、ここからが本論でございませぬ。

NHKの会長として就任会見に臨んで、その発言を取り消すと言っておりますけれども、絶対あなたが幾ら取り消したつてもう取り消せないものがございます。それは、申し上げるまでもありません、国民・視聴者からの信頼です。そして、我々同僚国会議員からの信頼です、国民の代表として。

こういう現時点では取り返しのない信頼を取り返す方法が、実はNHK、たった一つだけ方法を持っているんです。それが、先ほど申し上げ

ました、平成十六年から始まった不祥事、それを受けて行われた平成十九年の法改正、私もその法改正の初めに携わりました、この法改正によってつくられた監査委員会。このように、NHKの内部で法令違反、あるいは法令違反に当たらないにしても、不当事項あるいは不正事項、そうしたものがあつたときに、その原因を究明して、そしてその再発防止の取組をする、先ほど倫理憲章のところでも読まさせていただきました、ああいう取組をする監査委員会があるんです。

上田監査委員に伺います。  
私は、今申し上げました、放送法に違反していると思います。仮に違反していないというふうにお考えでも、違反しているのではないかというおそれがあるのであれば私は当然監査をしなければいけないと思います。そして、服務準則、私は違反していると思います。恐らくここにいらつしやる同僚議員、全員違反していると思われるでしょう。そして、国民の皆さんも違反していると思うでしょう。そして、この服務準則についても、違反とまで言えなくても違反するおそれがあれば、これまで監査委員会は経営委員、経営委員にあつても監査を行ってきたわけでございます。

放送法四十三条に基づいて経営委員会の監査を行うつもりがあるかどうか、監査委員会の監査を行うつもりがあるかどうか、監査委員、お答えい

ただけですでしょうか。

○参考人(上田良一君)

お答えいたします。

経営委員会により任命されました会長の就任記者会見の発言につきまして、経営委員会は、既に会長に対して、公共放送であるNHKのトップの立場についての自覚を促すとともに、不偏不党の公正公平の理念を改めて御認識いただき、放送法の趣旨にのっとり職務を遂行していただくことなどを強く要請いたしました。会長は、経営委員会に対しまして、反省の言葉とともに、業務執行に当たっては放送法を遵守するとの明言をなされております。

監査委員会といたしましては、今後の執行部による業務の執行を注視してまいりたいというふうを考えております。

○小西洋之君 上田監査委員は、NHKの中からも本心に信望の厚い立派な方だというふうに向っております。また、私も、上田監査委員の下で今まで務められてきた、一月二十八日においても監査報告書、詐欺事件で出されておりますよね。私も全部読まさせていただきました。立派な分析、報告だと思えます。

今、資料六を御覧いただけますでしょうか。実は、監査委員会の監査対象は、経営委員会の会議そのものも実は監査委員会に監査できるんです。監査委員会というのは経営委員の皆さんの三名で

構成されていますけれども、経営委員会とは独立の組織でございます。

資料六は、松本会長が就任されるときに、その就任の手續過程に当たって残念な出来事があつたのではないかとということで、線を引かせていただいています、上から五行目でございますけれども、経営委員会委員の服務に関する準則、先ほど御紹介した服務準則です、服務準則に経営委員会が違反していないのかがどうかについて監査委員会として監査をされているわけでございます。

私は、上田監査委員に要求します。先ほど御紹介いただきました経営委員会のこの今回の事柄に対するその対処、私は、放送法違反、また服務準則違反、その事実関係の究明、また再発防止の観点から足らないと思います。監査委員会としてしっかりと監査するというのを、放送法四十三条、四十四条、四十五条に基づいた監査をするということを答弁いただけますでしょうか。

○参考人(上田良一君) お答えいたします。経営委員による経営委員としての職務以外の場での個人の思想信条に基づく行動につきましては……

○小西洋之君 会長です。

○参考人(上田良一君) あつ、会長の方ですか。失礼しました。

会長にしましては、先ほどの繰り返しになり

ますけれども、経営委員会により任命された会長の就任記者会見の発言については、既に経営委員会は会長に對しまして、公共放送であるNHKトップの立場についての自覚を促すとともに、不偏不党、公正公平の理念を改めて御認識いただき、放送法の趣旨にのっとり職務を遂行していただくことなどを強く要請しております。会長は、経営委員会に對し、反省の言葉とともに、業務執行に当たって放送法を遵守するとの明言をなされております。

したがって、監査委員会といたしましては、繰り返しになりますけれども、今後の執行部による業務執行を注視してまいりたいというふうに考えております。

○小西洋之君 そのような答弁では、残念ながら国民・視聴者の信頼というのは永久に取り戻せないと思います。

NHKの歴史始まって以来の最大の不祥事、物すごい数の不払件数がありました。私もNHKの皆さんと一緒に予算審議をある意味乗り越えてまいりました。そちらの今いる官僚の一人として私座っております。あの未曾有の不祥事に対するNHKの信頼回復の切り札としてつくられたのがこの監査委員会です。

経営委員長に伺います。経営委員会は監査委員会からの報告を受ける、そういうことができます

ね。経営委員長として、この度の梶井会長の就任会見の放送法違反あるいは服務準則違反についてしっかりと監査委員会として監査して、その報告を受ける必要があるとお考えになりますか。

○参考人（浜田健一郎君） 経営委員会では、先ほど上田監査委員が申し上げましたように、会長には、経営委員会の席上、注意を促しましたし、あわせて、会長からは放送法を遵守する旨の発言もいただいておりますので、私どもとしては現時点ではそういう行動は取っておりません。

○小西洋之君 ここにいらっしゃる同僚議員、また国民・視聴者の皆様は到底納得できない答弁だと思いますけれども、ただ、私は経営委員会として監査委員会を力いっぱい応援させていただきたいと思っております。

NHKとこの政治との関係、これはもうずっとある関係なんです。私も実は、あえてこういう場で申し上げますけれども、いろんなことを知っております。しかし、NHKは言論報道機関として、日本国憲法の下で、放送法の下で自主自律の経営、そして放送をやっているかなきゃいけない。そのためには皆さんは戦わなきゃいけないんです。皆さんが戦っていたらいいアイデアを御提案させていただきます。

先ほどの資料六の次をおめくりいただけますでしょうか。この経営委員会がかつて松本会長を選

任するとき、そこに瑕疵があったのではないかといいことで監査委員会が監査されたわけでございますけれども、上に二重線引かせていただいておりますね、監査委員会の調査ですね、客観性、手続的妥当性、公正性を確保するために二つの法律事務所の五人の弁護士を調査の補助者としたというふうにしております。つまり、皆様だけで戦わなくていいんです。日本が、この豊かな日本社会が誇る立派な弁護士の方、元検察官の方、そうした法曹関係者、あるいはジャーナリズムについてしっかりとした見識をお持ちの方、そういう方々をその調査の補助者に招いて、そして安倍政治から戦うことが皆さんはできるんです。そのことをやらなければ、もうNHKの信頼回復というのは永久に私はあり得ないというふうに考えます。

じゃ、この信頼回復が果たせなかったとき、NHKと国民の関係はどうなってしまうんでしょうか。

梶井会長に伺います。NHKが放送法によって国民の皆さんから受信料を集めることができる、受信料を集めることをNHKは独占的にできることになっていきます。それはなぜなんでしょう。なぜNHKだけが受信料を集めることができるんでしょうか。新藤大臣が集めて渡すことはできません。ほかの電気料金等の公共料金に上乘せするこ

ともできません。なぜNHKが自ら——カンニングは駄目だ。放送法の中核に関わることをメモ出ししてもらって、あなた、どうするんですか。お答えいただけますでしょうか。

○参考人(靱井勝人君) 先ほどから申ししておりますように、NHKは公共放送でございます。公共放送というのは、放送法にのっとりまして、公平公正、不偏不党、それから表現の自由と、こういうことをやるわけです。それをやることによつて我々は外部からの距離を保てるというふうには思っております。

○小西洋之君 じゃ、もう一度だけ伺います。今おっしゃった言葉は、一言で言えばNHKの何を守るために、NHKは放送法によつて——後ろからカンニングはやめてください。放送法によつて受信料を集める権限を独占的に与えられているのでしょうか。どうぞ。

○参考人(靱井勝人君) NHKの独立性を守るためです。

○小西洋之君 独立性という言葉、NHKにとつて一番大切な言葉で、正確に答弁いただけますでしょうか。NHKの何を守るため、究極的にただ一つ、答弁ください。放送法を理解しているかどうかですよ。

○参考人(靱井勝人君) 今申しましたように、独立性でございます。先ほど言いましたように、

放送法には不偏不党ということがはっきり書いてあります。これを守ることだと思います。

○小西洋之君 放送法が一番根幹のことが全く分かっていないことが分かりました。

独立性では足りないんですよ。編集権の自律ということなんです。編集権の自律を守るために受信料を集めることが放送法で独占的に権限を与えられているわけです。つまり、国民・視聴者は、もう時間がないので私が申し上げますけれども、NHKで放送番組の編集権を独占しているのは、靱井会長、あなたですよ。国民・視聴者はあなたを守るために毎月受信料を納めているんですよ。NHKに払っているんですよ。その自覚はありますか。先ほどの放送法違反の発言をして、また服務準則違反をして、先ほどの吉川先生の質疑から非常に不誠実な対応をしているあなたを守るために、ただそのためだけに国民・視聴者は受信料を払っているんですよ。そのことを分かっているのでしょうか。

以上、今申し上げました、NHK監査委員会が、この度の靱井会長の就任会見における放送法違反、そして服務準則違反、その問題についてしっかり監査をして、この国会の衆参の総務委員会に報告をする、それを三月末の平成二十六年年度のNHKの収支予算、また事業計画、その審議までに報告をする、そうでなければ私は、国会として、そし

て国民・視聴者との関係で、NHKの予算審議するということは非常に難しいと思います。

経営委員会のホームページを見させていただきました。二月の二十五日、三月の十一日、そして三月の二十五日、経営委員会の定例会がございます。先ほど申し上げました。皆様だけで戦う必要はないです。ジャーナリズムについて見識のある方、そうしたような方、あるいはコンプライアンスについて見識のある方、しっかりと集めて、その人たちとともに戦ってください。我々も全力で応援をします。そのことを皆様に申し上げて、次の議題に移らせていただきます。

今は会長の問題でございます。次は経営委員の問題でございます。百田委員、長谷川委員、それぞれその言動が問題とされているところがございます。

資料をおめくりいただきまして、資料七を御覧いただけますでしょうか。百田委員の東京都知事選における演説でございますけれども、皆様も御案内のとおり、人間のくずという発言をしております。

この人間のくず、今日、法務省お越しになっていただけますけれども、時間がないので私が申し上げますけれども、この人間のくずという発言は社会的に当然許されない発言なんですけれども、それは法的にも許されない発言なんです。法的

にも。じゃ、刑法上この人間のくずという発言が何に値するかという、刑法の侮辱罪に該当するんです。私もいろんな法律家に聞きました。まず侮辱罪に該当することは間違いないでしょう。そして次、名誉毀損罪、名誉毀損罪も場合によって該当するのではないかと、そのような専門家の見解でございました。

すなわち、先に申し上げますと、この百田さんの発言は監査委員会が監査しなければいけないですよ。しかし、先ほどちよつとおっしゃりかけましたけれども、この資料九に載っていますけれども、経営委員のプライベートの事柄については監査委員会は対象ではないというふうにおっしゃろうとしたのかもしれませんが、資料九にかつての経営委員長の全くプライベートの、自ら経営する会社の不祥事について監査委員会が監査したということが資料九で提供させていただいているところがございます。監査できるし、しなきゃいけないんです。しなければいけない。しなければ放送法違反になるし、また憲法の平等原則の関係でも違反になるでしょう。

以上について、監査委員、どうですか、見解。簡潔にどうぞ。

○参考人(上田良一君) 経営委員による経営委員としての職務以外の場の個人の思想信条に基づく行動については、行動自体は妨げられるもので

はないとの認識をいたしておりますが、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚して、自らが行動を律し、一定の節度を持って行動していくことを二月十二日の経営委員会で改めて申合せいたしました。監査委員会といたしましては、公共放送としてのNHKの不偏不党、公正公平に懸念を抱かれることがないよう注視してまいる所存であります。

先ほど監査委員会が監査をやった例を挙げられました。当時は、経営委員長が社長を務めていらつしやる会社が行政処分を受けたという、こういう事実があったことで監査が行われたというふうに私の方では認識いたしております。

○小西洋之君 少し皆さん複雑かもしれませんが、私も、靱井会長のあの空前絶後の会見は、まさに会長としての職務上起きたことでございます。

そして、百田委員の応援演説というのはプライベート上の行為なんでしょう。ただ、プライベート上の行為であっても、資料九を御覧ください、今監査委員が御紹介いただきましたけれども、プライベート上の自ら経営する会社に起きた不祥事であっても監査できるわけです。私が言っているのは、百田委員の発言というのは刑法犯罪に該当し得る行為なんです。

そして、もう一つ申し上げます。放送法三十六條、非行行為がございます。放送法三十六條、

これまでの衆参の審議の中で総務大臣が、放送法上経営委員のプライベートの行為について制限する規定はないと言っていますけれども、私もかつての放送法の専門家として申し上げさせていただきます。明確な誤りです。違うんです。今、プロの局長がいらつしやいますから、手を挙げてください。

放送法第三十六條において、経営委員に非行行為があった場合は、総理大臣は国会同意によって罷免することができるんです。できる規定ではありませんけれども、これは言うまでもなく言論報道機関に配慮した規定でございます。非行行為をしてはいけないということは放送法三十六條上明確でございます。すると、放送法三十六條に違反する、抵触する行為をやった百田委員は、当然監査対象にならなければいけないわけでございます。時間がなくて申し上げますが、資料八で、百田委員のその演説というのは、経営委員会の委員の服務準則にも二から五まで全部違反しているというふうに思うところでございます。

そして、ちよつと一つ添えさせていただきますけれども、この資料十でございますけれども、二月の十二日、経営委員長のブリーフィング、最近でございますけれども、会長ではなくて百田委員と長谷川委員の、経営委員の言動について経営委員会として議論をして、その報告を記者に対して



ブリーフィングをしているところでございます。

百田委員の経営委員会の中の発言は、その次のページをめくっていただいて、人のことをくずと呼んだのは褒められた発言でなかったことは認めるというふうにおっしゃっております。ただ、刑法犯罪に該当するような、もちろんこれは親告罪でございますけれども、刑法犯罪に該当するような行為あるいは放送法二十六条に違反するような行為をしたというような自覚は、ここから私は読み取れないと思います。

何が言いたいのか。放送法第四十三条、経営委員がその職務の執行を適正にできるかどうか、それを監査委員会は監査しなければいけません。自らの言動の法律上における問題をきちんと自覚できていないのであれば、それは職務の執行上において能力が疑われるところでございます。しっかりと監査をしていただきたいと思います。

では次に、限られた時間ですので、長谷川委員の方に進めさせていただきます。

同じ資料十を御覧いただけますでしょうか。資料十でございます。

長谷川委員、ある新聞社に男女同権を否定するような投稿をされたり、また朝日新聞社の中で起きた、あれは言論報道機関に対する威圧行為ですので私はテロ行為と言わざるを得ないと思えますけれども、テロ行為についてそれをある意味賛美

するような、そして象徴天皇制を否定するような追悼文を出されているところでございます。

こうした問題について長谷川委員がどのように説明されたかといいますと、資料十を御覧いただきますでしょうか。一番下のところでございます。一番下の一行です。追悼文の記事については、現実の政治・社会的立場と日本精神史の二つの違う次元の話が混同されているという行き違いがあるというようなことをおっしゃっております。

経営委員長に伺います。長谷川委員はこの経営委員会の中で、自らの追悼文の内容が日本国憲法の趣旨を否定する、あるいは言論報道機関としてテロに立ち向かわなさいいけない、テロは絶対許されない、そうした最高経営者の一人としての自覚、そうしたものを明確に示したのででしょうか。そうした自覚あるいは日本国憲法に対する遵守の考え、示したのででしょうか。答弁いただけますでしょうか。

○参考人（浜田健一郎君） 何といえますか、長谷川委員は、いわゆる論文の中で示したわけで、日本国憲法を否定するものではないという御発言もいただいていると思います。

○小西洋之君 論文とおっしゃいましたけれども、なぜ長谷川委員が経営委員に選ばれたか、菅官房長官の記者会見がござります。日本を代表する評論家であり、哲学者であり、そうした業績がある

と。まさに論文というのはそれを代表するものだと思いますけれども、続けます。

ちよつと皆様、ここを、よくこれも衆参の委員の中で総務大臣がお答えになつてのことだと思ふんですけれども、経営委員は個別の番組の編集に干渉することは法律でこれは禁止されております。吉川先生を始めとする我が民主党の修正条文が入ってそういう条文が置かれたんですけれども、しかし、実は経営委員会は、個別の番組に干渉しなくてもNHKの放送そのものを変えることができるんです。放送法第五条に番組の基準というものがござります。NHKが放送局としていろんな社会的事柄についてどういう姿勢で番組を作っていくか、その番組基準が経営委員会の議決事項、放送法第二十九条によって経営委員会の議決事項そのものなんです。

つまり、経営委員会そして経営委員というのはオールマイティーなんです。放送局を乗っ取ろうと思えば乗っ取れるんです。そうしたことをしっかりと国民・視聴者の皆様に、済みませんが、この場をお借りしてお伝えをさせていただきたいと思えます。

それで、この長谷川委員でございますけれども、この資料十お戻りいただきまして、非常に、なかなか理解し難いことなんですけれども、おっしゃっております。

長谷川委員の、経営委員としての私の信条として以下のような説明があった。常に根本から物事を考える。そして、その考えた結果として、ほとんどの場合、私のたどり着く先は常識的な公式見解と一致しない。むしろそのような常識を疑ってみる目というものが、公平公正、自律を旨とするNHKの経営委員会においてお役に立つに違いないというふうに書かれています。一般論としては、ああ、こういうことも、私も常識を常に疑ってみる姿勢を持っておりますので意味があるのかなと思っただけですけれども、長谷川委員のこの常識的な公式見解と一致しないというのは、ある意味全てを逸脱していると申し上げてもいいと思います。具体的にお示しします。フリップを出していただけますか。(資料提示)

これは皆様のお手元に横の資料でお配りをさせていただきます。これはいわゆる非嫡出子の二分の一のあるが違憲であるという最高裁の違憲判決についてそれを論評したものなんですけれども、最高裁判決の結論はおかしい。まあ、結論が違うというのは、それは人それぞれの考え方はあるかもしれませんが、あるかもしれません。ただ、その理由なんですけれども、国連の振り回す平等原理主義、個人至上主義の前に思考停止に陥った

日本の司法の姿を見る思いがしますというふうに言っております。つまり、最高裁を批判しているわけでございます。そして、国連の振り回す平等原理主義、個人至上主義、これを否定的に触れられているわけでございますけれども、じゃ、これが一体何かということでございますけれども、この長谷川委員の資料の上から五ページ目までめぐっていただけますでしょうか。

最高裁の違憲判決が付いております。最高裁の違憲判決の左側の、小さな文字で恐縮です、左側の下から二行目を御覧いただけますか。昭和五十四年に市民的及び政治的権利に関する国際規約、そして児童の権利に関する条約。右上に行っている。ただきまして、これらの条約には児童が出生によっていかなる差別も受けない旨規定が設けられているというふうにおっしゃっている。つまり、この二つの条約を批判されていると考えられるんですけれども、この二つの条約、初めの国際規約は、これは御存じの方もいらっしゃると思いますけれども、国際法における国際人権法、もう憲法です、国際B規約と言われる憲法そのものがございます。そして、児童の権利に関する条約、これは子どもの権利条約と言われる子供の権利を守るための条約でございます。私、さきの通常国会で、この趣旨、日本の教育現場において足りなかったこの趣旨を実現するためのいじめ対策の法律を議員立法

で、林先生、今日もいらつしやいます、林先生の御指導の下、実現をさせていただきました。

つまり、世界の人々が、そして日本国民が手に入れたくてもまだつかむことができない大切な自由や権利、それを定めたものを、そして世界の法秩序、それを批判、否定されているわけでございます。

次をめぐっていただけますでしょうか。今申し上げましたように、国際人権法を否定されているんですけれども、さらに、誠に残念ながら、我が国の日本国憲法も否定されているところでございます。

二枚目の資料にお戻りいただけますでしょうか。日本国憲法は全くめちやくちな憲法なのです。これ、資料を付けておりますので説明は割愛させていただきますけれども、その次です。日本国憲法というものが日本の近代史における最大の汚点と日本国憲法は日本の近代史における最大の汚点というふうにおっしゃっています。そこに盛り込まれた民主主義イデオロギーの虚構を暴き、我々の「建国ノ体」と読むんでしようか、国体なんので、に基づく憲法をしっかりと作り直すこと、これ以外の道はないというふうにおっしゃっているところでございます。正道でしょうか。

日本国憲法は日本の近代史上の最大の汚点なんではないでしょうか。もう時間があれですので経営委員長

に伺いませんけれども、申し上げるまでもありません、NHKが存立しているのは放送法ですよね。放送法が定めている言論、報道の自由、そうしたものは全て憲法に行き着くわけでございます。

NHKのかつて戦前の社団法人日本放送協会の時代、残念ながら言論、報道の自由を享受することはできず、大本営発表を繰り返して国民に悲惨を、導いて、与えてしまいました。その深い反省の下に、戦後のNHKの職員皆さんが本当に必死になって汗を流して、時にはもう血を流すような思いを持ってつくり上げてきたのがNHKの言論、報道の自由であり自律です。それに、根本によってかかる日本国憲法を否定しているわけではございません。

長谷川さん、実は更にいろんなことを否定しております、紙を引き続きめくっていただきました、後ろから四枚目ぐらいのところを御覧いただけますでしょうか。改正の必要がなかった大日本帝国憲法というのがあるんです。ページ番号で、長谷川さんの御著書ですけれども、百十五ページですけれども、四番、改正の必要がなかった大日本帝国憲法ということをおっしゃいます。そして、次をおめぐりいただけますでしょうか。これ、何を言っているかという、要は大日本帝国憲法は変えなくてそのままよかつたということをおっしゃっているんですけれども。

更にすごいことを言っているんです。百十七ページの、私が下線を引いている第二十九条、これ大日本帝国憲法の第二十九条です。大日本帝国憲法第二十九条、日本臣民は法律の範囲内において言論、飛ばします、自由を有す。つまり、今申し上げました社団法人、戦前の日本放送協会が苦しんだ治安維持法を始めとするその法律の留保を許した大日本帝国憲法のこの条文、これを、次の私の下線を引いている左に行っていただけです。どうか、しかし、だから帝国憲法の自由の保障は不十分であり改正の必要があると言わなければ、占領者、GHQですね、自国の憲法の方をまず改正する必要があるということになる。合衆国憲法では、言論、宗教及び思想の自由については、帝国憲法の三か条、今申し上げた二十九条を含みます、を一まとめにして、しかもそれを間接的に保障する次のようなお粗末な一条があるにすぎないのであるというふうに言っています。

つまり、合衆国憲法の言論、報道の自由を定め、たその憲法典よりも大日本帝国憲法の二十九条、世界史においても類のないような苛烈な言論弾圧を繰り広げた、それを評価しているわけではございません。さらに、百十七ページの一最後の行ですけれども、合衆国憲法の第四条あるいは第五条の規定、これが帝国憲法の、次ですけれども、規定に比べ

ても少しも見劣りをするものがないと、とんでもないことを言っております。合衆国憲法のこの第四条は、日本国憲法第三十一条の適正手続の基になった、デュープロセスの基になった、これは監査委員あるいは経営委員あるいは靱井会長、皆さんも踏まえなきゃいけないデュープロセスの観点ですね、その基になった条文なんです。

つまり、アメリカ合衆国憲法を否定しているんです、この方は。私、これは国際問題だと思えますよ。アメリカの合衆国憲法を否定しているような方が、安倍総理によって、安倍総理の一存によって公共放送の経営委員として送り込まれているわけです。まさに戦慄すべき事態なんです、今、これは。

ですから、先ほど申し上げました、ただ、経営委員長、そして上田監査委員、皆様は戦うツールを持っていきます。監査委員会にしっかりと知見を持った強い有識者の皆様を集めてしっかりとした監査を開いて、この長谷川委員、長谷川委員の職務の適性能力あるいは服務準則違反というものを私は指摘できると思います。しっかりと戦っていただきたい、そのことを申し上げたいと思います。

質問をしたいんですけれども、申し訳ございません。最後に、民主党、今いろいろ申し上げましたこのNHKの問題、安倍様のNHKから国民の

皆様のNHKを取り戻すために、我々民主党は政権を担った公党として放送法改正案を提出をさせていただきます。

我々は三つのことをやらなきゃいけません。一つは、経営委員の人事、この政治壟断、これを止める。そして、会長人事の政治壟断、これを止める。もう一つ、会長や経営委員のプライベートルームで空前絶後の言動、あれをやめさせる。それぞれ三つの仕組みを我々は立案しました。この国会に提出をいたします。

経営委員の仕組みですけれども、安倍総理の一本で、放送法三十一条、公共の福祉について公正な判断ができるとは到底思えない方々、日本国憲法や人権法秩序すら、あるいはアメリカ合衆国憲法も否定するような方、そんな方が入らないように、実はNHKがモデルにしているイギリスのBBC、大臣が任命する前に第三者委員会が、有識者委員会が候補者のリストを作って、そこから任命するという仕組みをしています。つまり、任命の適正性とそして透明性を確保する、こうした仕組みをしつかりと我々は講じさせていたいただきたいと思えます。

最後に、この安倍政治が繰り広げている空前絶後の、私はこれは立憲主義や法治主義を壟断していくクーデターだと思えます。我々民主党は、党の再生を懸け、しかしこの戦いをしつかりと信念

を持って進めさせていただきます。

NHKの皆さんも、国民・視聴者に対してしっかりと取り組んでいく、そして説明責任を果たす、そのことを強くお願いしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。